

# 国民年金保険料の免除・納付猶予制度の「ご案内」

## 国民年金の免除・納付猶予制度

- 大きく分けて3つの制度があります。
- ① 学生納付特例制度Ⅱ 学生の方
  - ② 全額免除・一部納付(免除)制度Ⅰに該当しない方
  - ③ 若年者納付猶予制度Ⅱ 30歳未満で、本人と配偶者の所得が一定額以下の方

### 保険料が未納のままだと…

- ・ 将来の老齢基礎年金が受給できなかったり、受給できても金額が少なくなったりする場合があります。
- ・ 障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合があります。
- ・ 一部免除の承認を受けても、残りの部分を納付しないと、未納と同じ扱いとなります。(詳しくは下表をご覧ください。)
- ・ 免除・納付猶予制度を利用しなかった場合は、2年間しかさかのぼって納付できません。(免除・猶予制度を利用した場合は最大10年間さかのぼり追納可能。ただし、3年目から当時の保険料に加算されます。)

失業などの経済的な理由で、国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料が免除される「保険料免除制度」があります。免除の申請が承認されると、保険料の全額または一部の納付義務が免除されます。

平成25年度の保険料額は左表のとおりです。なお、全額免除および一部免除のどの階層に該当するかは、本人・配偶者および世帯主の所得によって異なりますので、詳しくは問合先で確認してください。

平成 25 年度保険料	月 額
全額免除	0円
4分の3免除	3,760円
半額免除	7,520円
4分の1免除	11,280円
免除を受けなかった場合	15,040円

\*下の表も参照してください。

	老齢基礎年金の資格期間には	老齢基礎年金額の計算には	万一の障害年金・遺族年金の保障は	後から保険料を納めたいときには(追納期間)
全額免除	認められます	1/2として計算	あります	10年以内なら追納できます
4分の3免除		5/8として計算		10年以内なら追納できます(一部免除部分)
半額免除		3/4として計算		10年以内なら追納できます
4分の1免除		7/8として計算		
納付猶予		計算されません		
学生特例				
未納	認められません	計算されません	ありません	2年を過ぎると納付できません

## 申請は原則として毎年必要です

ただし、全額免除または若年者納付猶予制度の該当者で、翌年度も引き続き免除または若年者納付猶予を希望した場合は、申請書の提出は不要になる場合があります。

【申請期間】Ⅱ 7月1日～平成26年6月末日(平成25年度分)

\* 学生納付特例は、4月1日～平成26年3月末日

### 【申請に必要なもの】Ⅱ

- ・ 印鑑(スタンプ印を除く)、年金手帳
- ・ 学生の方は、学生証の写しまたは在学証明書(原本)
- ・ 平成24年3月31日以降に離職した方は、離職票の写し、または雇用保険受給資格者証の写し
- ・ 平成25年1月1日以降に本市に転入した方は、前住所地での所得証明書

### 【受付窓口・問合先】Ⅱ

- ▼ 本庁保険年金課(内線2821) または各支所市民生活課
- ▼ 日本年金機構 川内年金事務所 ④(22)5276

### 【災害見舞金の請求期間】

事故発生日から2年以内です(2年を超えてから請求されると災害見舞金はお支払いできません)。\* 事故に遭ったら、自損事故でも必ず警察に届けましょう。



### 【災害見舞金の額】

1 等級…100万円(死亡の場合)から9 等級…2万5千円まで  
治療実日数(医療機関で治療を受けた日数)で見舞金が変わります。  
交通事故証明書がない場合は、1 等級下位の等級になります。

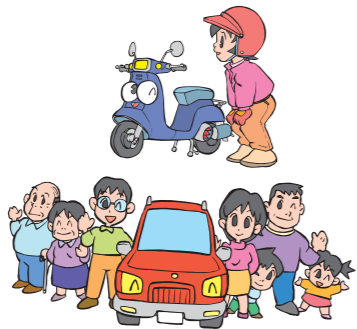
### 【加入申込方法】

本年2月に各戸に送付した加入申込書により、市指定金融機関または本庁2階公金取扱所で掛け金を納入してください。  
\* 納入期限を過ぎた加入申込書も使用できます。  
\* 加入申込書を紛失したり、加入人数に変更がある場合は再発行しますので、問合先までご連絡ください。

【問合先】Ⅱ 本庁市民課市民相談G(内線2562)または各支所市民生活課

# 交通災害共済に加入しましょう

平成25年度も忘れないように家族ぐるみで加入しましょう。



わずかな掛け金で万が一の交通事故に備えるこの制度は、加入している方々の掛け金などで運営されています。

### 交通災害共済制度のあらまし

■ **加入できる方**  
4月1日現在で本市に住居登録をしている方は、年齢に関係なく誰でも加入できます。

■ **共済掛け金**  
一年ごとに加入者1人につき500円です。途中加入者についても同額です。

■ **共済期間**  
共済期間開始後の転出・死亡の場合、掛け金は返還されません。  
平成25年4月1日から平成26年3月31日までです。  
ただし、4月1日以降に納入された方は、納入の翌日から平成26年3月31日までです。

### 【災害見舞金が支給される交通事故】

日本国内で自動車、原動機付自転車、自転車、汽車、電車、身体障害者用の車いす、定期旅客船、旅客運送の用に供する交通船、旅客機などにより、接触、衝突、転覆などの交通事故(自損事故を含む)に遭われて、それが原因で身体に傷害を受けた場合です。  
なお、身体の傷害には精神の障害は含まれません。

### 【災害見舞金】

■ **支給されない交通事故**  
① 自殺行為による事故

## 安全運転が一番



### 【災害見舞金の一部が支給されない交通事故】

- ① 本人の著しく速度制限に違反した運転による事故
- ② 不正に災害見舞金の支払いを受けようとしたとき
- ③ 正当な理由なく傷害の治療に関する医師の指示に従わなかったとき
- ④ 管理者が、災害見舞金の支払いを著しく不適当と認めたとき